

(金) 稲葉  
山上 池里香  
(石) 藍沢 和幸  
池山 潮亮  
岩 鈴木 健一  
高柳 真亮  
池 溪  
池田 榎口 由博  
本間 真司 室  
榮 喜見  
青柳 喜見  
田中 健介  
石添 やす子  
まゆ子  
(橋) 喜見  
五十嵐孝二  
喜見  
鈴木 真司  
喜見  
金子 美智子  
喜見  
雅晴  
喜見  
佐藤真由美  
喜見  
(北) 佐藤真由美  
喜見  
(南) 佐藤真由美  
喜見  
谷内 井上  
(夏) 樋口 井上  
(冬) 樋口 井上  
山上裕美子

山上 裕子 吉田 健太 石山 喜規 難波 由香 本間 文康 堀越 岡崎 石添 聰子 義則 洋子 香

**(和納一区)**  
**阿部 雅人**  
**和納小学校**

金子	坪井	本田	坪井	金子	惠子	光子	正紀	大輔	本田	正紀	和納三区
武石	栗原	早川	武石	栗原	早川	昭仁	昭仁	内山	武石	栗原	和納四区
田中	伊藤	田中	田中	伊藤	元村	利正	利正	田中	田中	伊藤	和納五区
早川	佳代子	早川	早川	佳代子	前山	佳代	佳代	中美佐子	中美佐子	中美佐子	和納六区
浩子	阿部	阿部	阿部	敦子	小林	織江	織江	中美佐子	中美佐子	中美佐子	和納七区
昭仁	小林	小林	小林	恭子	伊藤	伊藤	伊藤	坂下	坂下	坂下	和納八区
大輔	中美佐子	中美佐子	中美佐子	恭子	前山	佳代	佳代	浩	浩	浩	和納九区
大輔	竹内千映子	竹内千映子	竹内千映子	竹内千映子	渡辺	渡辺	渡辺	福田	福田	福田	和納十区
大輔	素子	素子	素子	素子	勇	勇	勇	麻美	麻美	麻美	和納十一区
大輔	中原典彦	中原典彦	中原典彦	中原典彦	哲	哲	哲	志保	志保	志保	和納十二区
大輔	神田志保	神田志保	神田志保	神田志保							

間瀬小学校	男女	2 3
(間瀬一区) 本間 美樹		
(間瀬二区) 阿部みな子		
(間瀬四区) 田中美枝子		
(間瀬五区) 浜浦 則雪		
(間瀬六区) 岡本 哲		

- 長期入院者及び施設入所者  
○在宅心身障害者  
○重度ねだきり者  
○療育手帳所持者  
○八名 二八〇、〇〇〇円
- 八五才以上一人暮らし  
○一名 三、五〇〇円
- 被保護世帯  
一二世帯 四二、〇〇〇円
- 貧困撲滅世帯  
六世帯 四二、〇〇〇円
- 以上の方々に民生委員、社協委員のみなさんから協力者を願ってお見舞いたしました。

#### 飲酒運転防止のため

今こそ1人ひとりが自覚を



これくらいの酒なら…という気持がまだあるんでは?

おどろいたことに、昨年中で、飲酒運転によって検挙された人の一番多いのが岩室村なんです

村をはじめ交通安全関係者によって懸命な防止運動を行っているにもかかわらず、減るどころか、むしろ増えつつあるという現実、本当に悲しいことだと思います。

「このくらいの酒なら」とか「つかまらなければ」という安易な気持と勝手な判断がそうさせるのでしょうか…。そうだとしたら、その危険な解釈をやっぱり改めてほしいのです。

決して人のためではないのです。  
自分や家族のためなんですから。

さあ、こんな不名誉な記録返上のために、「飲酒運転は絶対しない、させない岩室村」に、今日、今から、村ぐるみで運動の輪を更に大きく深く広げていきたいものです。

うな影響<sup>エフェクト</sup>を与えます。

▼ルールやモラルに、むとんちやくになる。

▼その人の識別や発見が遅れる。

▼ブレーキやハンドル操作が遅れる  
がちになる。

▼スピード感がなくなる。

▼無謀運転を無謀運転と同じく  
なる。

これらのことからも、酒酔い、  
酒気帯び運転がいかに危険で、自  
殺行為であるかがわかると思いま  
す。

-----

ドライバーに酒を勧め  
た人も罰せられます

-----

飲酒運転で罰せられるのは、ドライバーだけではありません。これから車に乗りうる人達に酒を提供したり、勧めたりすることも禁じられています。ご注意を!

-----

このように飲酒運転は、最も危険な行為として厳しい制裁が加えられるわけです。

家庭はもちろん、地域ぐるみで飲酒運転防止のため、「飲んだら乗らね」を本当に徹底させたいものです。

「アルコールは、一種のマヒ剤」

飲酒運転の実態をみると、まず酒に対するドライバーの認識不足がめでたします。

なぜ飲酒運転をしたのか、といふ問い合わせて、「あまり酔っていない」と思つたから」とか、「少ししか飲んでいないから」と答える人が多く、なかには「酔つた勢いで」という無鉄砲なドライバーもいます。つまり、アルコールの影響を理解していない人が多いのです。

アルコールは一種の「マヒ剤」となって、運転に必要な、認知・判断・実行・の能力を大きく低下させ、酒が入ると、運転に次のよ

車等を運転してはならない程度の量のアルコールの量の程度を問わず、すべての飲酒運転を禁止しています。

「酒気を帯びて」というのは、一定の程度以上のアルコール、つまり「血液一ミリリットルにつき〇・五ミリグラム、または呼気一リットルにつき〇・二五ミリグラム」を超えた濃度が認められる場合をいいます。

このような酒気帯び運転は、三ヶ月以下の懲役または、三十万円以下の罰金に科せられ、違反点数は六点で、運転免許は停止されま

す。

これが飲酒運転となると、一年以下の懲役または五万円以下の罰金を科せられ、違反点数は十五点まで運転免許は取り消されます。